一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　八雲都市計画道路事業三・四・七号本町大通及び三・四・四号富士見通
三　事業施行期間　自平成十三年八月二十九日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第六十七号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　砂川都市計画道路事業三・四・十九号東二線南四号通
三　事業施行期間　自平成十五年六月二十五日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第六十八号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・三・百二十八号鈴蘭公園通及び三・三・一〇一号音更大通
三　事業施行期間　自平成十七年四月二十八日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第六十九号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　女満別都市計画道路事業三・三・二号空港通
三　事業施行期間　自平成十六年十月二十八日至平成二十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　北海道網走郡大空町女満別中央、西七条四丁目、西七条五丁目、西六条四丁目及び西六条五丁目地内
使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第七十号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　帯広圏都市計画道路事業三・二・三〇九号二丁目通
三　事業施行期間　自平成十四年七月二十四日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十一年北海道開発局告示第三十三号の事業地のうち、芽室町東芽室南二線地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第七十一号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　標茶都市計画道路事業三・四・一号駅前中央通、三・四・三号虹別通及び三・四・四号富士通
三　事業施行期間　自平成十八年九月二十一日至平成二十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

**○北海道開発局告示第七十二号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年四月二十日

北海道開発局長　関　克己

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　千歳恵庭圏都市計画道路事業三・四・二十一号九線通
三　事業施行期間　自平成二十一年八月十七日至平成二十五年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　平成二十一年北海道開発局告示第九十五号の事業地のうち、北信濃地内において事業地を変更する。
使用の部分　なし

**○沖縄総合事務局告示第二十五号**

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十二年四月二十日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　登録小型船舶教習実施機関の住所
（変更前）
沖縄県宜野湾市字宇地泊５４９番地
（変更後）
沖縄県宜野湾市大山６―２５―８―１０１
二　登録小型船舶教習を行う事務所の所在地
（変更前）
沖縄県宜野湾市字宇地泊５４９番地
（変更後）
沖縄県宜野湾市大山６―２５―８―１０１